

5 その他

(1) 第3期障害福祉計画等について

○ 第3期障害福祉計画(以下「第3期計画」という。)については、平成23年12月27日に、以下を公表又は通知しており、これらを参照の上、第3期計画の策定を進められたい。

- ①「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部を改正する件(平成23年厚生労働省告示第478号。以下「基本指針」という。)
- ②「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について(平成23年12月27日障企自発第1227第1号 障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)
- ③「障害福祉計画における計画相談支援の利用者数の算定に当たっての基本的な考え方について」(平成23年12月27日障障地発第1227第3号 障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室長通知)

○ 基本指針の改正内容には、平成24年4月に施行される障害者自立支援法の改正に伴う相談支援体制の充実・強化や社会福祉士及び介護福祉士法の改正による介護職員によるたんの吸引等の実施に関する人材育成など関係法令の改正に伴う事項、不足している医療型短期入所の整備促進などの各種政策課題に関する事項も含まれていることから、十分に勘案した上で第3期計画の策定をされたい。

○ 第3期計画の数値目標等の設定に当たっては、次の文書を参考にされたい。

・数値目標の設定

「第3期障害福祉計画に係る中間報告の集計結果の送付について」(平成24年1月11日障害保健福祉部企画課障害計画係事務連絡)

・サービス見込量の設定

「障害福祉計画に係るサービス量(平成23年3月)の実績集計について」(平成23年11月30日障害保健福祉部企画課障害計画係事務連絡)

「障害福祉計画における計画相談支援の利用者数の算定に当たっての基本的な考え方について」

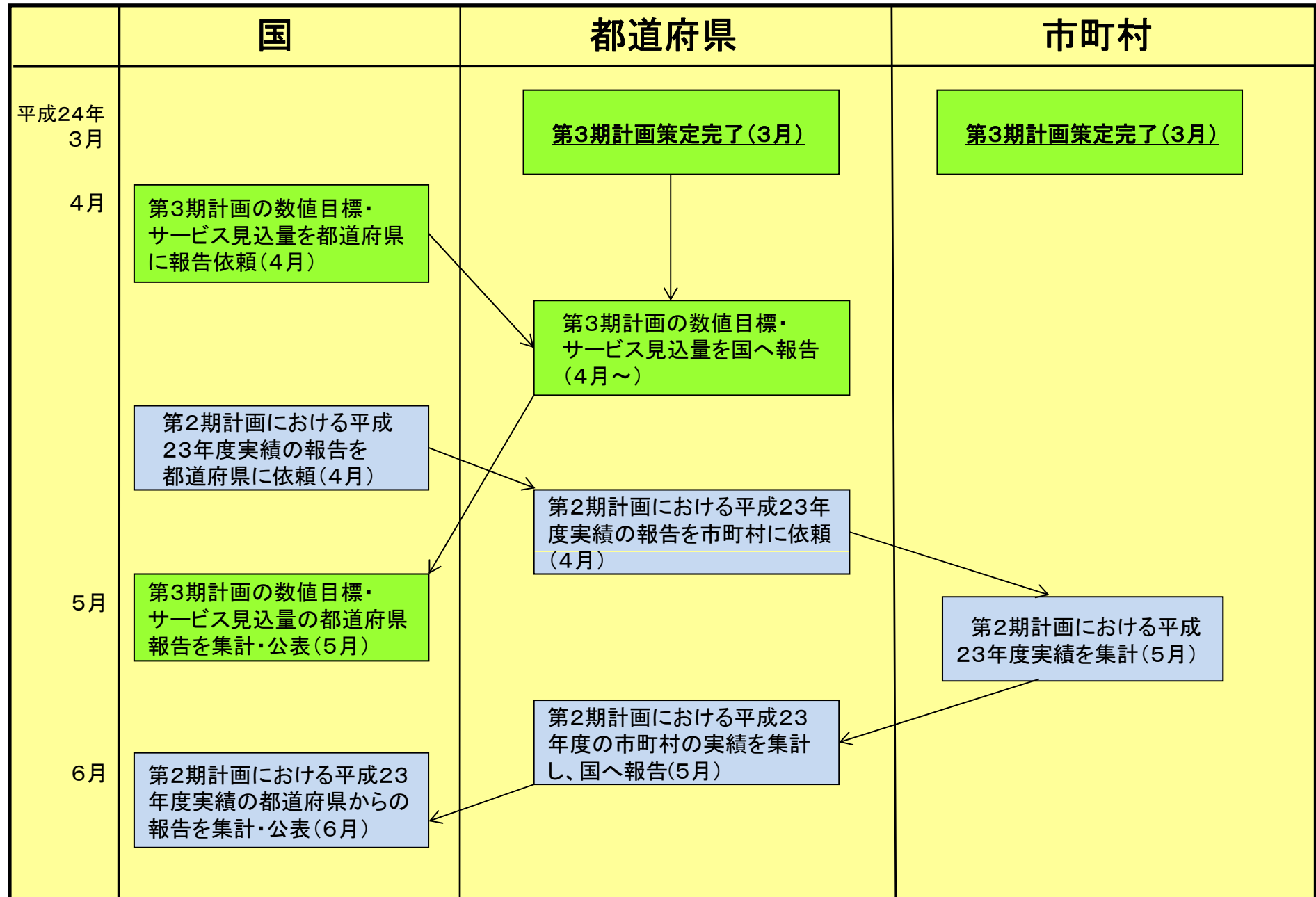
・地域生活支援事業

「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について」

○ さらに、障害福祉計画の今後の予定(別紙参照)として、第3期計画において設定した数値目標及びサービス見込量については、平成24年4月に都道府県から厚生労働省に報告していただき、5月に集計結果を都道府県にフィードバックする予定であること、第2期障害福祉計画における平成23年度の実績については、平成24年5月に報告していただき、6月に集計結果を都道府県にフィードバックする予定であることから、都道府県・市町村におかれてはご協力願いたい。

障害福祉計画の今後の予定

【別紙】



〔参考資料(詳細資料参照)〕

○基本指針関係

【参考資料1】

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正について(通知) (平成23年12月27日障企発1227第1号 障害保健福祉部企画課長通知)

○地域生活支援事業関係

【参考資料2】

「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について(平成23年12月27日障企自発第1227第1号 障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)

【参考資料3】

「地域生活支援事業における必須事業の実施状況について」(平成23年12月27日 障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡)

○数値目標の設定関係

【参考資料4】

「第3期障害福祉計画に係る中間報告の集計結果の送付について」(平成24年1月11日障害保健福祉部企画課障害計画係事務連絡)

○サービス見込量の設定関係

【参考資料5】

「障害福祉計画における計画相談支援の利用者数の算定に当たっての基本的な考え方について」(平成23年12月27日障障地発第1227第3号 障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室長通知)

【参考資料6】

「障害福祉計画に係るサービス量(平成23年3月)の実績集計について」(平成23年11月30日 障害保健福祉部企画課障害計画係事務連絡)

(2)新体系サービスへの移行について

- 新体系サービスへの移行については、
 - ・ 平成23年10月1日現在の移行割合は、全国平均で74.9%であり、
 - ・ 平成24年4月1日には、全都道府県において新体系移行が完了する予定との報告を受けているところである。

※ 移行割合の施設種別、都道府県毎の内訳及び新体系への移行計画の状況は、別紙のとおり

- 各都道府県におかれては、
 - ・ 新体系移行の完了に向けて、旧体系施設に対する必要な支援
 - ・ 新体系移行後の事業所の安定的な事業運営の確保のための支援を引き続きお願いする。

新体系サービスへの移行状況(施設種別の内訳)

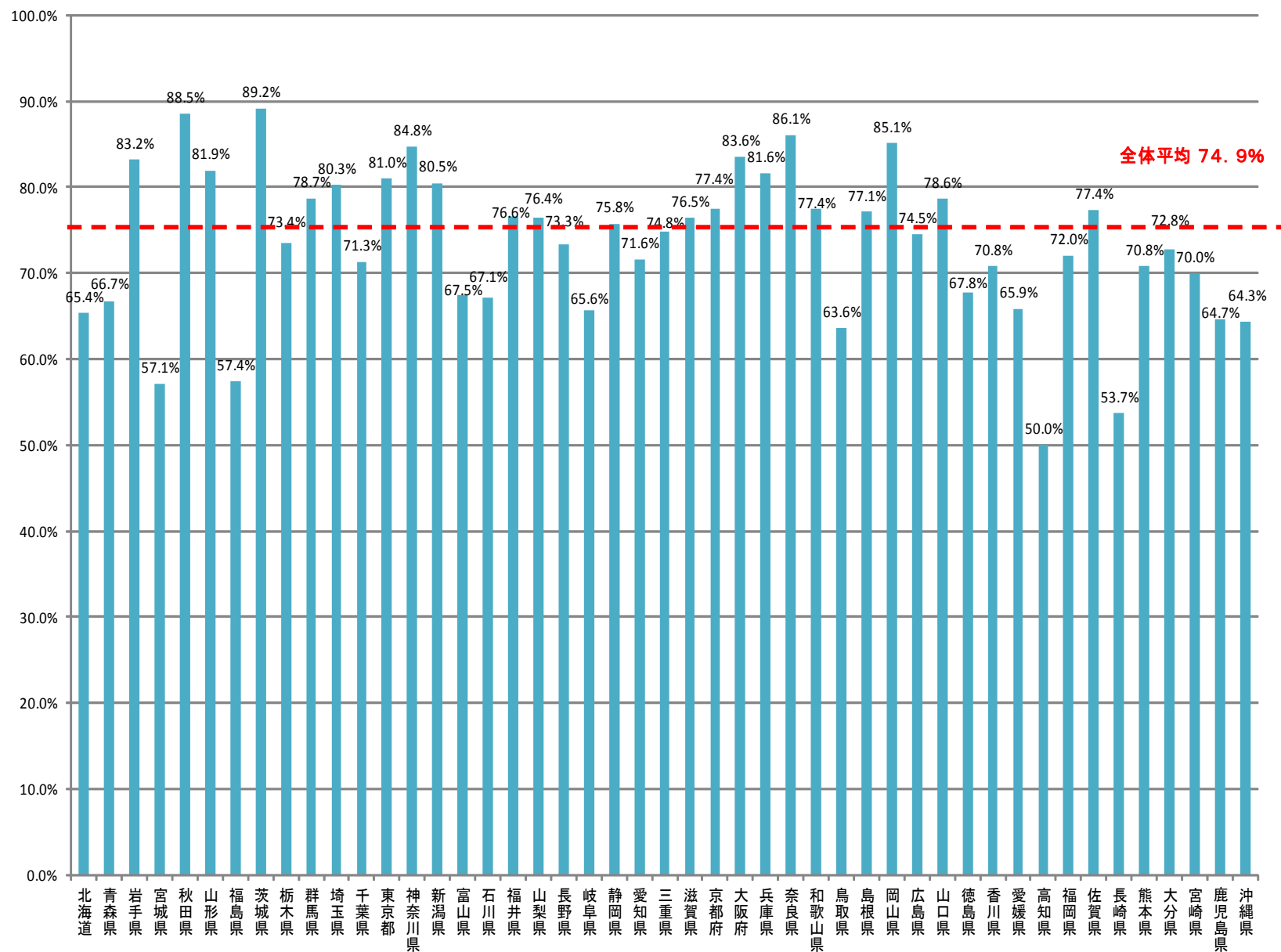
	平成23年10月1日 新体系移行数	平成23年10月1日 旧体系指定数	平成23年10月1日 新体系移行数 +旧体系指定数	移行割合
(1) 身体障害者更生援護施設				
身体障害者療護施設	415	100	515	80.58%
身体障害者更生施設	79	23	102	77.45%
身体障害者入所授産施設	158	42	200	79.00%
身体障害者通所授産施設	259	83	342	75.73%
身体障害者小規模通所授産施設	251	33	284	88.38%
身体障害者福祉工場	26	9	35	74.29%
合 計	1,188	290	1,478	80.38%
(2) 知的障害者援護施設				
知的障害者入所更生施設	1,095	385	1,480	73.99%
知的障害者入所授産施設	130	94	224	58.04%
知的障害者通勤寮	61	58	119	51.26%
知的障害者通所更生施設	452	126	578	78.20%
知的障害者通所授産施設	1,191	444	1,635	72.84%
知的障害者小規模通所授産施設	409	21	430	95.12%
知的障害者福祉工場	64	6	70	91.43%
合 計	3,402	1,134	4,536	75.00%
(3) 精神障害者社会復帰施設				
精神障害者生活訓練施設	121	168	289	41.87%
精神障害者入所授産施設	18	9	27	66.67%
精神障害者福祉ホームB型	44	84	128	34.38%
精神障害者通所授産施設	224	76	300	74.67%
精神障害者小規模通所授産施設	391	48	439	89.07%
精神障害者福祉工場	17	2	19	89.47%
合 計	815	387	1,202	67.80%
(4) 合 計				
合 計	5,405	1,811	7,216	74.90%

※1 上記「移行割合」は、平成23年10月1日時点で現存する事業所数(新体系移行した事業所と旧体系事業所の合計)のうち、新体系に移行した事業所数の割合

※2 上記の新体系移行数及び旧体系指定数は、各都道府県からの報告に基づく集計値

新体系サービスへの移行割合(都道府県別) H23.10.1時点

都道府県名	移行割合
北海道	65.4%
青森県	66.7%
岩手県	83.2%
宮城県	57.1%
秋田県	88.5%
山形県	81.9%
福島県	57.4%
茨城県	89.2%
栃木県	73.4%
群馬県	78.7%
埼玉県	80.3%
千葉県	71.3%
東京都	81.0%
神奈川県	84.8%
新潟県	80.5%
富山県	67.5%
石川県	67.1%
福井県	76.6%
山梨県	76.4%
長野県	73.3%
岐阜県	65.6%
静岡県	75.8%
愛知県	71.6%
三重県	74.8%
滋賀県	76.5%
京都府	77.4%
大阪府	83.6%
兵庫県	81.6%
奈良県	86.1%
和歌山県	77.4%
鳥取県	63.6%
島根県	77.1%
岡山県	85.1%
広島県	74.5%
山口県	78.6%
徳島県	67.8%
香川県	70.8%
愛媛県	65.9%
高知県	50.0%
福岡県	72.0%
佐賀県	77.4%
長崎県	53.7%
熊本県	70.8%
大分県	72.8%
宮崎県	70.0%
鹿児島県	64.7%
沖縄県	64.3%
全体平均	74.9%



※1 平成23年10月1日時点で現存する事業所数(新体系移行した事業所と旧体系事業所の合計)のうち、新体系に移行した事業所数の割合
 ※2 各都道府県からの報告に基づくもの

新体系サービスへの移行計画【全国集計】

新体系サービスへの移行事業所数の計画及び実績

	平成23年10月1日時点 旧体系施設数 ①	～12月 移行計画数 ②	24年1月～3月 移行計画数 ③
	身体障害者療護施設	100	13
身体障害者更生施設	23	2	21
身体障害者入所授産施設	42	4	38
身体障害者通所授産施設	83	17	66
身体障害者小規模通所授産施設	33	2	31
身体障害者福祉工場	9	0	9
知的障害者入所更生施設	385	30	355
知的障害者入所授産施設	94	4	90
知的障害者通勤寮	58	4	54
知的障害者通所更生施設	126	6	120
知的障害者通所授産施設	444	46	398
知的障害者小規模通所授産施設	21	1	20
知的障害者福祉工場	6	0	6
精神障害者生活訓練施設	168	2	166
精神障害者入所授産施設	9	1	8
精神障害者福祉ホームB型	84	0	84
精神障害者通所授産施設	76	7	69
精神障害者小規模通所授産施設	48	4	44
精神障害者福祉工場	2	0	2
合 計	1,811	143	1,668

- ※ 平成24年4月1日に新体系の指定を受ける事業所は、1月～3月の欄に計上。
- ※ 移行計画数には、純然たる廃止も含む。
- ※ 各都道府県からの報告に基づく集計値である。

(3) 障害者虐待防止対策について

- 障害者虐待防止法の本年10月の円滑な施行に向けて、自治体における体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- このような状況を踏まえ、来年度予算案においては、障害者虐待防止対策支援事業について、新たに障害者虐待防止法の通報義務の周知等の普及啓発事業を盛り込み4.2億円を計上するとともに、国研修に係る費用を計上。
 - ※ 障害者虐待防止対策支援事業のうち、関係機関職員への研修事業及び普及啓発事業については、法の円滑な施行を図るため、定額補助とする予定。
- 都道府県におかれては、障害者虐待防止対策支援事業の活用等により体制整備を進めるとともに、管内市町村に対する体制整備に係る助言・指導を実施するなど、障害者虐待防止法の円滑な施行に向けた支援をお願いします。

平成24年度予算案における障害者虐待防止対策等について

○障害者虐待防止対策支援事業費 403,260千円 → 420,838千円(+17,578千円)

1 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2 事業内容

(1)に示した体制を整備するとともに、(2)から(5)までの事業について、地域の実情を踏まえ、実施する。

(1)連携協力体制整備事業

地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

(2)家庭訪問等個別支援事業

過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問、24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、その他地域の実情に応じた事業を実施する。

(3)障害者虐待防止・権利擁護研修事業

障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修を実施する。

(4)専門性強化事業

医師や弁護士等による医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析等を行う。

新

(5)普及啓発事業

障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動を実施する。

3 実施主体 都道府県又は市町村(社会福祉法人又はNPO法人等に委託可)

※ (3)及び(4)のうち虐待事例の分析等は都道府県のみ

4 補助率 (1)・(2)・(4) 国1/2・都道府県1/2 又は 国1/2・市町村(直接補助)1/2
(3)・(5) 定額

○障害者虐待防止・権利擁護事業費 3,450千円 → 4,004千円(+554千円)

1 事業内容

国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

2 実施主体 国

障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う

(1)連携協力体制整備事業
○ 地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。



連携協力体制を整備した上で、
(2)から(5)を地域の実情を踏まえ、実施

(3)研修事業
○ 障害福祉サービス事業所等の**従事者や管理者、相談窓口職員**に対する**障害者虐待防止に関する研修を実施**する。

(2)家庭訪問等個別支援事業

<p>① 家庭訪問</p> <p>○ 過去に虐待のあった障害者の家庭やそのおそれのある障害者の家庭に対し、相談支援専門員等を訪問させることにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。</p>	<p>② 相談窓口の強化</p> <p>○ 障害者虐待に係る24時間・365日の相談体制を整備する。</p>
<p>③ 一時保護のための居室の確保等</p> <p>○ 事前に障害者支援施設や短期入所事業所等に依頼し、居室の確保を行うとともに、緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受入れについて支援する。</p>	<p>④ カウンセリング</p> <p>○ 医師、臨床心理士等が、虐待を受けた障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等に対して、カウンセリングを行う。</p>

⑤ その他地域の実情に応じて行う事業

(4)専門性強化事業
○ 医師や弁護士等による医学的・法的な**専門的助言を得る体制を確保**する。
○ 有識者から構成されるチームを設置し、**虐待事例の分析等**を行う。

(5)普及啓発事業

※ 障害者虐待防止・権利擁護事業(平成24年度予算案:4,004千円)
国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

(参考)平成23年度障害者虐待防止対策支援事業の内示状況

都道府県名	連携協力 体制整備事業	家庭訪問等 個別支援事業					障害者虐待 防止・権利擁護 研修事業	専門性強化事業		
		家庭訪問	相談窓口強化	一時保護	カウンセリング	その他		医学的	法的	有識者連携
北海道	○						○			
青森県							○			
岩手県	○		○				○			
宮城県	○						○			
秋田県							○			
山形県							○			
福島県										
茨城県	○						○		○	
栃木県										
群馬県	○						○			
埼玉県							○			
千葉県					○	○	○			
東京都	○						○			
神奈川県	○						○			
新潟県	○						○			○
富山県						○	○			
石川県	○						○			
福井県	○						○			
山梨県	○					○	○			
長野県										
岐阜県							○			
静岡県										
愛知県	○						○			
三重県							○			
滋賀県	○						○			
京都府							○			
大阪府						○	○			○
兵庫県							○			
奈良県							○			
和歌山県	○						○			
鳥取県	○					○	○			
島根県							○			
岡山県							○			
広島県	○						○			
山口県							○			
徳島県	○						○			
香川県	○			○	○		○	○	○	○
愛媛県	○	○		○		○	○	○		
高知県	○						○			
福岡県							○			
佐賀県							○			
長崎県							○			
熊本県										
大分県							○			
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県										
実施 都道府県数	20	1	1	2	2	6	39	2	3	3

市区町村名	連携協力 体制整備事 業	家庭訪問等 個別支援事業					専門性強化事業	
		家庭訪問	相談窓口強 化	一時保護	カウンセリ ング	その他	医学的	法的
川崎市	○							
京都市								○
大阪市				○			○	○
函館市	○					○		
高槻市						○		
久留米市			○	○		○		○
石巻市	○	○		○		○		○
大子町	○	○	○	○	○		○	○
千代田区				○		○		
港区				○				
豊島区	○					○		
三鷹市				○				
上越市	○							
蒲郡市	○		○			○		
近江八幡市	○			○		○		○
東近江市	○			○		○		○
日野町	○			○		○		○
竜王町	○			○		○		○
甲賀市	○							
朝来市	○							
大和郡山市	○	○	○					
実施 市区町村数	14	3	4	11	1	11	2	9

※上記は、国庫補助事業の状況を示したものであり、自治体が独自に行う障害者虐待の防止のための取組は含まれていない。

(参考)障害者虐待防止法の施行(平成24年10月)に向けた対応

国における対応

- (1) 全国会議において、都道府県・市町村に施行に向けた準備を依頼(昨年9月開催)
- (2) 国研修の実施(昨年12月実施。来年度は6~7月頃を予定。)
 - 都道府県研修の企画運営に携わる者向けに研修を実施
- (3) 都道府県・市町村職員向けのマニュアルの作成(本年3月)
- (4) 平成24年度障害者虐待状況等の調査
 - 自治体の体制整備の状況の調査を実施し、体制整備を推進(本年4月・10月)
 - 自治体に障害者虐待の状況等の調査を実施(本年2月頃を目途に調査内容案提示)

都道府県における対応

- (1) 体制整備に向けた検討等(本年度中)
 - 都道府県センターの設置方法・体制の検討
 - 都道府県労働局等の関係機関との連携のための検討会議の開催
 - 市町村に対して施行に向けた準備を進めるよう働きかけ
- (2) 都道府県研修の実施(本年1月頃~)
 - 国研修を受け、市町村職員、相談支援事業者、サービス事業者向けに研修を実施
- (3) 体制整備に向けた具体的な準備(本年9月まで)
 - 都道府県センターについて、市町村や障害福祉サービス事業者等へ明示
 - 都道府県労働局等の関係機関との連携会議の開催
 - 市町村の準備状況に対する助言
 - サービス事業者への指導
 - 業務マニュアル・指針等の策定

市町村における対応

(1) 体制整備に向けた検討（本年度中）

- 市町村センターの設置方法・体制等の検討
- 地域の関係機関との連携のための検討会議の開催

(2) 都道府県研修の受講（本年1月頃～）

(3) 体制整備に向けた具体的な準備（本年9月まで）

- 市町村センターについて、地域住民、地域の関係機関等へ明示
- 地域の関係機関との連携会議の開催
- 業務マニュアル・指針等の策定

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布)

目的

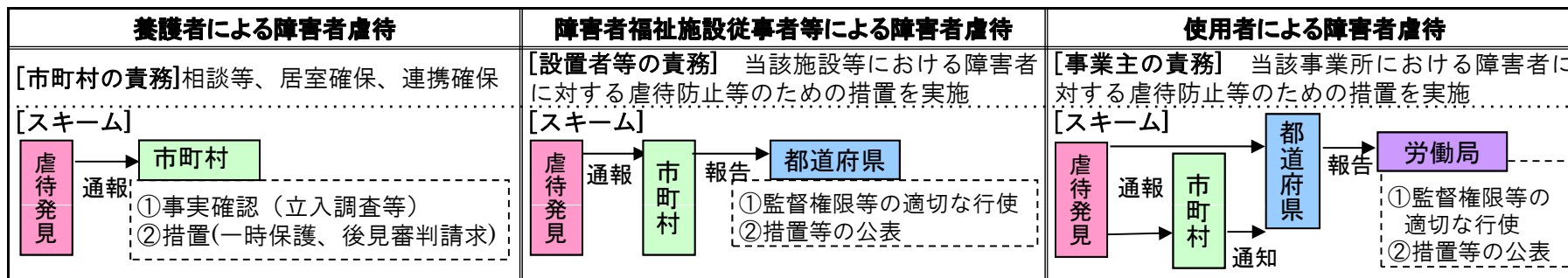
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法第2条1号)。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

(4) 身体障害者相談員及び知的障害者相談員の委託に係る権限移譲及び対応について

- 昨年8月に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、本年4月に施行予定。
- これを踏まえ、来年度から、当該委託に係る費用について市町村に対する交付税措置がなされるとともに、広域的に行う必要があるものについては都道府県が自ら委託することを妨げないとされたことを踏まえ、引き続き都道府県に対しても交付税措置がなされる予定。
 - ※ 地域生活支援事業費補助金の「身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業」は、引き続き都道府県を実施主体とする予定。
- 身体・知的障害者相談員は、地域において、障害者自立支援法に基づくピアカウンセリングの実施や計画相談支援・地域相談支援の提供に当たり当事者や家族の目線に立った相談支援の実施に協力するなどその役割は一層期待される。
- 都道府県におかれては、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難な場合は自ら委託する等適切に対応するとともに、管内市町村に対して、身体・知的障害者相談員の相談援助の充実が図られるよう助言を行うなど特段のご配慮をお願いする。

改正後の身体・知的障害者相談員に係る規定

○ 改正後の身体障害者福祉法(平成24年4月1日施行)

(身体障害者相談員)

第十二条の三 市町村は、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

3・4 (略)

○ 改正後の知的障害者福祉法(平成24年4月1日施行)

(知的障害者相談員)

第十五条の二市町村は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

3・4 (略)

(5) 発達障害者への支援について

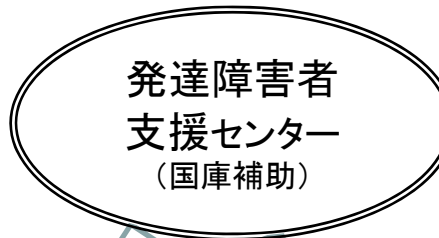
- 発達障害支援については、早期発見・早期対応の充実とともに、災害時における支援体制の強化を図ることとしている。
 - ・このため、平成24年度予算案においては、
 - ①早期発見・早期対応の充実として、「巡回支援専門員整備事業」の実施市町村の拡大を図るとともに、
 - ・災害時支援として新たに、
 - ②防災拠点等の整備を促進するための「災害時の障害福祉サービス提供体制の整備事業」
 - ③災害時の支援に効果的な方法等のマニュアルを作成する「発達障害者に対する災害時支援整備事業」を盛り込んでいる。
 - ・これらの事業を活用していただき、引き続き、発達障害施策に一層の取り組みをお願いしたい。(※これまでの国庫補助事業については、実施状況一覧を添付)
- 毎年4月2日は、国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。国、民間団体において、シンボルタワー等のライトアップやシンポジウムなどを実施する予定であり、各都道府県等においても、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、地域の実情に応じた創意工夫による普及啓発を積極的に実施されたい。

発達障害施策の状況

国	<国の役割> 発達障害の定義と発達障害への理解の促進／発達障害児・者に対する地域支援体制を整備			
	調査・研究	支援手法の開発	人材育成	情報提供・普及啓発
	<ul style="list-style-type: none"> ・定義 ・発見のための共通の評価尺度の開発 (M-CHAT、PARS) 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児療育手法の開発 ・家族支援・地域生活支援プログラムの開発 ・青年期・成人期の支援モデルの開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立秩父学園等における発達障害支援に関わる職員等の研修 ・国が指定した民間施設における実地研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害情報・支援センター (国立リハビリテーションセンター内に設置) ・世界自閉症啓発デー(4/2) ・発達障害啓発週間(4/2~8)

地域における支援体制を整備 (国庫補助)

都道府県	<都道府県の役割> 発達障害児・者に対する地域生活支援の充実／関係部局の相互の連携確保		
	発達障害者支援体制整備事業(国庫補助)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の支援体制の状況把握、サポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部局の連携による支援の充実に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハ・アルトミタの養成 ・ハ・アルトミタコーディネーターの配置



市町村	<市町村の役割> 発達障害児の早期発見、早期の発達支援／発達障害児・者に対する地域生活支援
	<ul style="list-style-type: none"> ○早期発見・早期対応の充実【平成24年度予算案】 ・巡回支援専門員整備事業の実施力所数の増 (66か所→113か所)

災害時支援

【平成24年度予算案】

- 災害時の障害福祉サービス提供体制の整備事業
 - ・防災拠点スペースの整備
- 発達障害者に対する災害時支援整備事業
 - ・災害時の支援に効果的な方法等のマニュアルを作成 (都道府県・市町村：15か所)

巡回支援専門員整備事業の実施力所数の増【市町村事業】

平成24年度予算案:2.7億円

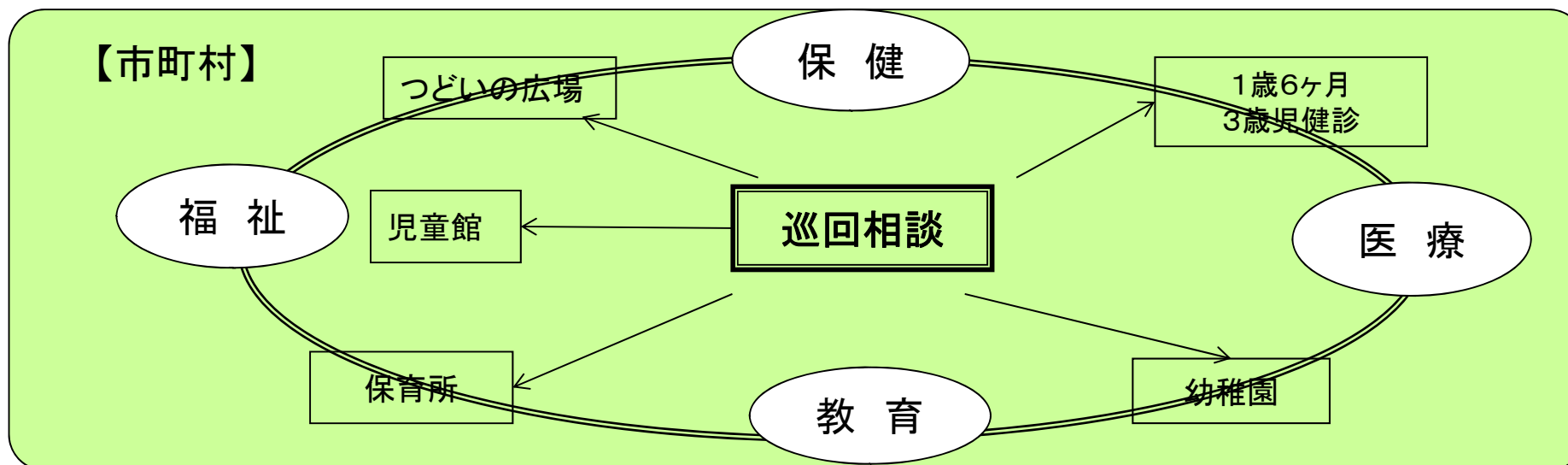
発達障害等に関する知識を有する専門員(※)が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

※ 「発達障害等に関する知識を有する専門員」

- ・医師、児童指導員、保育士、臨床心理技術者、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
- ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

○専門員は、秩父学園で実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

【予算力所数:平成23年度:66か所→平成24年度:113か所】



発達障害者に対する災害時支援整備事業

平成24年度予算案: 4,500万円(復興庁予算に計上)

発達障害の特性

発達障害のある方は、見た目では障害があるようには見えないことがあるが、①周囲が想像する以上に過敏であり、大勢の人のいる環境が苦痛で避難所の中に居られない、②日常生活の変化が苦手な場合が多く、生活リズムの変化が健康状態やストレスの蓄積に与える影響がさまざまであり、本人や家族の支援に個別対応が必要。

東日本大震災においては、避難所の中に居られず、自動車での生活や、被災した自宅に戻るなどの事例が見られたところ。
→発達障害児・者支援として、災害時の居場所、必要なニーズの把握・支援の継続などが課題

事業の目的

震災等の災害が発生した際の発達障害児・者の安否確認、支援ニーズの把握や必要な支援を継続するため、関係機関が連携した災害時支援システムの整備など、災害時支援に効果的な方法等を構築する。

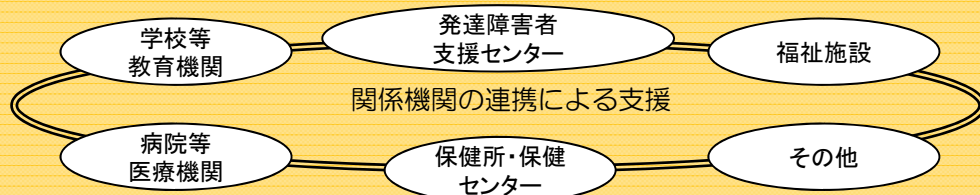
事業の内容

発達障害者支援センター等の関係機関の連携による災害時の対応や、避難場所の確保などの災害時の支援に効果的な方法をマニュアルとしてとりまとめ、その成果を全国に情報発信する。

○都道府県・市町村15か所でマニュアル作成 → 国において全国に情報発信
15か所(カ所数) × 600万円(単価) × 1/2(補助率) = 4,500万円

発達障害者支援のためのマニュアル作成

災害時の支援システムの整備について



安否確認や支援ニーズの把握及び必要な支援が継続するように、関係機関による災害時支援システムの整備

避難所の確保について

・発達障害の特性（環境の変化への適応が難しいなど）に配慮し、避難場所を事前に指定

+

住民への理解促進について

・発達障害の特性について、住民の理解を促進
など

国において全国の自治体に周知し、発達障害者に対する災害時支援を推進

「発達障害者支援体制整備事業」、「発達障害者支援開発事業」実施状況一覧

※平成19年度～23年度の左欄は「発達障害者支援体制整備事業」、右欄は「発達障害者支援開発事業」。

自治体名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	自治体名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
北海道	○	○	○	○	○	○	○	広島県		○	○	○	○	○	○
青森県	○	○	○	○	○	○	○	山口県	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	○	○	○	○	○	○	○	徳島県	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	○						香川県	○	○	○	○	○	○	○
秋田県								愛媛県							
山形県	○	○	○	○	○	○	○	高知県	○	○	○	○	○	○	○
福島県			○	○	○	○	○	福岡県		○	○	○	○	○	○
茨城県	○	○	○					佐賀県		○	○	○	○	○	○
栃木県	○	○	○	○	○	○	○	長崎県	○	○	○	○	○	○	○
群馬県						○	○	熊本県	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○	大分県		○	○	○			
千葉県	○	○	○	○	○	○	○	宮崎県			○	○	○	○	○
東京都	○	○	○	○	○	○	○	鹿児島県	○	○	○		○	○	○
神奈川県	○	○	○			○	○	沖縄県		○	○	○	○	○	○
新潟県		○	○	○	○	○	○	札幌市	○	○	○	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○	○	○	○	仙台市	○	○	○	○	○	○	○
石川県	○	○	○	○	○	○	○	さいたま市	○	○	○	○	○	○	○
福井県	○	○				○	○	千葉市	○	○	○				
山梨県	○	○	○	○	○	○	○	横浜市	○	○	○	○	○	○	○
長野県	○	○	○	○	○	○	○	川崎市		○	○	○	○	○	○
岐阜県		○	○	○	○	○	○	相模原市	/	/	/	/	/	○	○
静岡県	○	○	○	○	○	○	○	新潟市	/	/	/	○	○	○	○
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	静岡市	/	/	○	○	○	○	○
三重県	○	○	○	○	○	○	○	浜松市	/	/				○	○
滋賀県		○	○	○	○	○	○	名古屋市		○	○	○	○	○	○
京都府	○	○	○	○	○	○	○	京都市	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	○	○	○	○	○	○	○	大阪市	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	○					○	○	堺市	/		○	○	○	○	○
奈良県	○	○	○	○	○	○	○	神戸市	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○				○	岡山市	/	/	/	/	○	○	
鳥取県			○	○	○	○	○	広島市	○	○	○	○	○	○	○
島根県	○	○				○	○	北九州市	○	○	○	○	○	○	○
岡山県		○	○	○	○	○	○	福岡市		○	○	○	○	○	○

※「発達障害者支援体制整備事業」は平成17年度から、「発達障害者支援開発事業」は平成19年度から実施。
 ※この一覧は、国からの補助事業の一覧であり、それ以外にも、自治体独自の取り組みが行われている場合がある。

「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障害啓発週間」(4月2～8日)について

【背景】

平成19年12月、国連総会においてカタル国が提出した議題である4月2日を世界自閉症啓発デーに定める決議をコンセンサス(無投票)採択。



○決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

平成20年4月、国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

【啓発活動】(平成24年度 開催(案))

【国における取組】

○世界自閉症啓発デー2012・シンポジウム

- ・日時 平成24年4月7日(土曜日) 10:00～16:30
- ・場所 灘尾ホール(千代田区)
- ・主催 厚生労働省、日本自閉症協会 (大会実行組織:世界自閉症啓発デー・日本実行委員会)
- ・共催 日本発達障害ネットワーク、日本自閉症スペクトラム学会、全国自閉症者施設協議会
発達障害者支援センター全国連絡協議会、国立特別支援教育総合研究所
- ・後援(予定) 内閣府、法務省、外務省、文部科学省、国土交通省 他

○東京タワーライトアップ(ブルー)

- ・平成24年4月2日(月) 18:15(予定)～ 東京タワーライトアップ(ブルー)
- ・平成24年3月23日(金)～4月8日(日) 東京タワーでの啓発展示

○各都道府県等においても、関係機関や関係団体等と連携しながら、名所旧跡のライトアップ(ブルー)、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じて創意工夫を図りながら、広く一般市民への関心を高めるような普及啓発を実施することにより、地域住民への発達障害の理解を促進。

○これらの取組内容について、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会 WEBサイト<http://www.worldautismawarenessday.jp>に掲載予定。

(6)「工賃向上計画」の実施について

- 一般就労が困難である者には、就労継続支援B型事業所等での工賃水準が向上することが重要であり、そのための取組みとして、平成24年度から平成26年度までの3か年の新たな「工賃向上計画」を策定することとし、より工賃向上に資する取組みを、目標設定により計画的に進めることとしている。
- 事業の実施にあたっては、別途、基本的な指針、実施要綱をお示しすることとしているが、都道府県におかれては工賃向上計画の策定に向けた準備を、また、管内の各事業所において工賃向上計画の策定に向けた準備がなされるよう周知方をお願いしたい。
- 工賃向上計画作成スケジュールに記載のとおり、今後、「工賃向上計画」による目標値等を報告いただいたうえで、全国集計を行い、その結果を公表することを考えているので、了知いただくとともにご協力をお願いしたい。

「工賃倍増5か年計画」と新たな「工賃向上計画」について（案）

工賃倍増5か年計画の課題

- ◇ 工賃倍増5か年計画(H19～H23)では、都道府県レベルでの計画作成・関係機関や商工団体等の関係者との連携体制の確立等に力点を置き、工賃向上への取組みが推進されてきたが、個々の事業所のレベルでは、必ずしも全ての事業所で計画の作成がなされておらず、また、この間の景気の低迷等の影響も手伝って、十分な工賃向上となり得ていない。
- ◇ 市町村レベル・地域レベルでの関係者の理解や協力関係の確立なども十分とは言えない。

新たな工賃向上計画による今後の取組み

- ◇ 平成24年度からの新たな計画では、これまでの計画の評価・検証を踏まえ、より工賃向上に資する取組みを、目標設定により計画的に進める。
- ◇ 新たな計画では、都道府県主体の取組みから、都道府県と事業所が共同して取組むことを重視し、新体系への移行が完了することにより事業の目的が明確になる中で、個々の事業所において「工賃向上計画」を作成することを原則とする。
- ◇ 特に今後は、作業の質を高め、発注元企業の信頼の獲得により安定的な作業の確保、ひいては安定的・継続的な運営に資するような取組みが重要であることから、具体的には、経営力育成・強化や専門家(例:農業の専門家等)による技術指導や経営指導による技術の向上、共同化の推進のための支援の強化・促進を図る。

新たな工賃向上計画の主なポイント

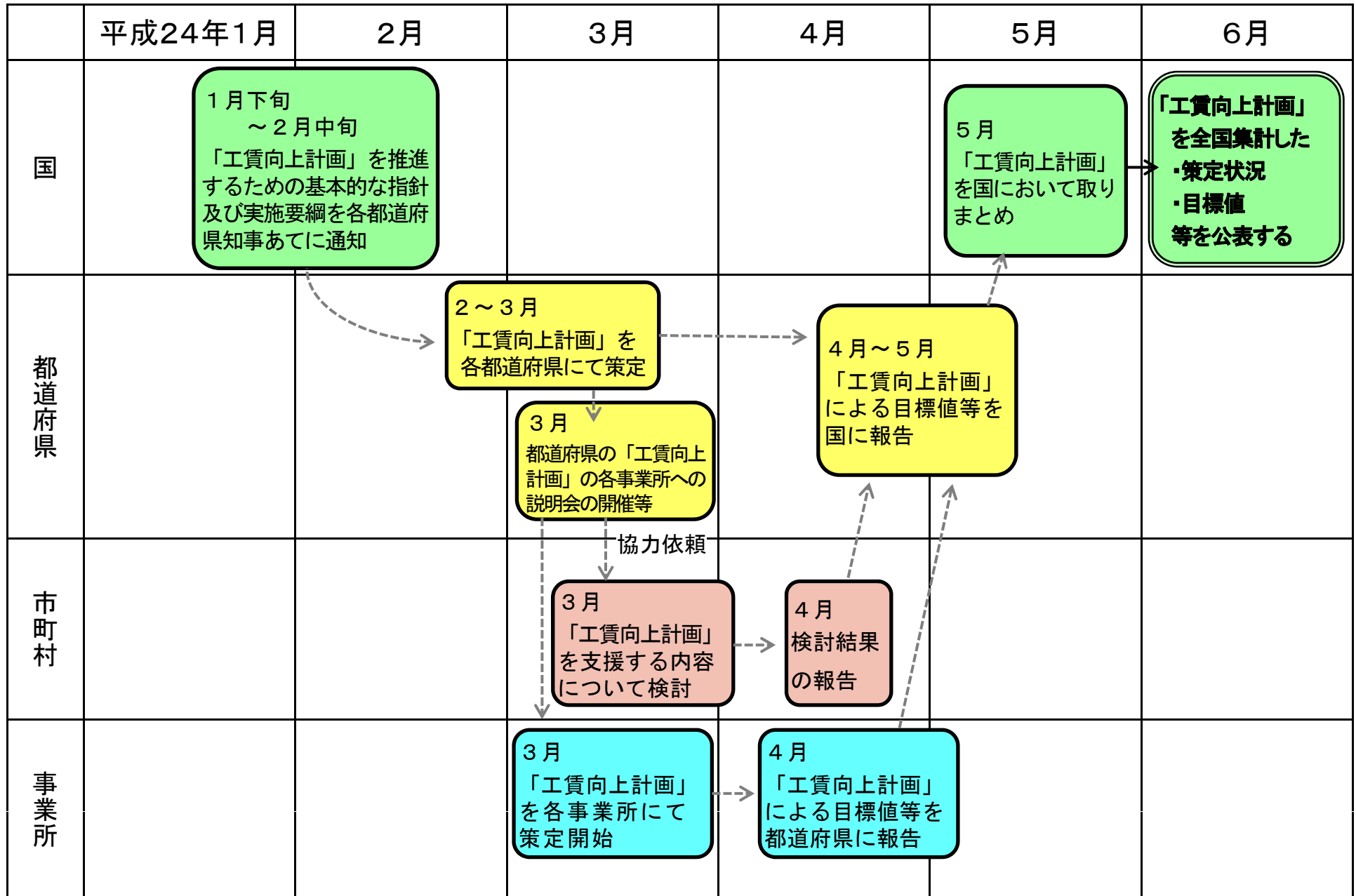
【計画期間】 3か年（平成24～26年度）

【対象事業所】 就労継続支援B型事業所（都道府県の判断で生産活動を行う生活介護事業所を対象とすることも可）

- ① 工賃倍増5か年計画同様、都道府県、事業所において工賃向上計画を作成する。
これまでの計画では個々の事業所の計画作成は自主的な取組みとされていたが、新たな計画では、特別な事情がない限り個々の事業所における工賃向上計画を作成することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取組みを促すこととする。
また、都道府県の計画では、官公需による発注促進についても目標値を掲げて取り組むこと推奨する。
- ② 報告する工賃は、これまでの月額に加え時間額も対象とし、目標とする工賃については月額または時間額により算出する方法のどちらかを事業所が選択する。
- ③ 工賃向上の目標値については、従来のような一律の目標値（倍増）を設定するのではなく、個々の事業所の実情を考慮しつつも一定以上の工賃向上（例えば、時間額が最低賃金の1/4程度の場合に最低賃金の1/3程度）を目指すことを前提に、個々の事業所において設定（法人において意思決定）した目標値の積み上げを、全体の工賃向上の目標値とする。
このため、24年度当初に工賃目標の設定状況等の調査をお願いすることになるので、ご協力をお願いしたい。
- ④ 工賃の状況把握（報告）にあたっては、計画当初（平成24年4月時点）に工賃向上計画を作成した事業所の状況比較を基本とし、平成24年4月以降に工賃向上計画を作成した事業所とそれぞれ別に状況比較することとする。
- ⑤ 地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村においても工賃向上への事業所の取組みを積極的に支援していただくよう協力を依頼する。

・市町村における取組みの例：市町村の広報誌や商工団体への協力依頼による企業からの仕事の発注促進、官公需の発注促進 など

工賃向上計画作成スケジュール(案)



モデル実施

工賃倍増5か年計画(19年度～23年度)

工賃向上計画(24～26年度)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算	—	5億円	15億円	16億円	8億円	5億円
国	<p>工賃水準ステップアップ事業実施</p> <p>授産施設に経営コンサルタントを派遣し、経営改善を図るモデル事業</p>	<p>工賃倍増計画の各地域への事例を基に、他域へのノウハウを提供</p> <p>円卓会議等の場を活用し、障害者に対する企業からの仕事の発注を奨励する仕組みを紹介するとともに、工賃倍増計画の内容における助言を行う</p>	<p>先進事例の収集を図り、広く公表する等の情報提供を実施</p>	<p>各都道府県の工賃実態等の把握</p>	<p>①工賃引き上げの一環として事業の見直し等を行う事業所が多数所在する都道府県に対する後押し支援</p> <p>②福祉施設の受注確保に向けた取組強化</p>	<p>①工賃引き上げの一環として事業の見直し等を行う事業所が多数所在する都道府県に対する後押し支援</p> <p>②福祉施設の受注確保に向けた取組強化</p>
都道府県	<p>実施結果を検証し、19年度事業に反映</p>	<p>地域の企業グループや労働行政とネットワークを構築し、当該ネットワークが中心となり工賃倍増計画を策定</p>	<p>①コンサルタントによる施設経営支援</p> <p>②事業所職員職場実習コーディネーター配置及び受入企業の開拓</p> <p>③説明会等の実施による施設職員等の意識改革</p> <p>④障害者就労に理解を示す企業のPR</p>	<p>利用者の一般就労に向けた職業能力向上のための職業指導員等の研修を実施(新規)</p>	<p>基本事業(1/2)</p> <p>①コンサルタントによる施設経営支援</p> <p>②生産活動への企業的手法への導入のための職員研修等</p> <p>特別事業(10/10)</p> <p>①福祉施設の受注確保に向けた取組の一環として、「共同受注窓口組織」整備事業を実施(実績:6道府県)</p> <p>②未着手事業所に対する意識啓発、工賃向上計画骨子作成研修実施</p>	<p>基本事業(1/2)</p> <p>①コンサルタントによる施設経営支援</p> <p>②生産活動への企業的手法への導入のための職員研修等</p> <p>特別事業(10/10)</p> <p>①福祉施設の受注確保に向けた取組の一環として、「共同受注窓口組織」整備事業を実施(全国8箇所を予定)</p> <p>②未着手事業所に対する意識啓発、工賃向上計画骨子作成研修実施</p>

行政刷新会議の指摘を受け事業内容を見直し

24年度	25年度	26年度
4億円		
<p>工賃向上計画については、各都道府県のこれまでの取組の検証を踏まえた見直しを行った上で、経営改善や商品開発、市場開拓など、工賃引き上げに資する就労継続支援B型事業所等に対する安定的な仕事の確保に向けた取組を支援する</p> <p>1 基本事業(補助率 1/2)</p> <p>① 経営力育成・強化 工賃向上計画の策定及び管理者の意識向上を図る 【新たに追加】</p> <p>② 技術向上 専門家(例:農業等)による技術指導や経営指導のアドバイス等を行う 【新たに追加】</p> <p>③ 経営コンサルタント派遣による、個別事業所の工賃引き上げの推進 【継続】</p> <p>④ 事業所職員の人材育成に関する経費 【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所職員の人材育成(スキルアップ、経営ノウハウの向上)のための研修 インターネットを活用した情報提供(研修用資料、データ)に関する経費 <p>2 特別事業(補助率 10/10)</p> <p>① 共同化推進 共同受注窓口を継続できる体制の確立を図る 【継続・拡大】</p> <p>② 工賃引き上げに積極的な事業所による好事例の紹介、説明会の実施 【継続】</p> <p>③ 事業者の経営意識の向上(未着手事業所への説明会) 【継続】</p>		

(7)「障害者就業・生活支援センター」事業について

- 障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労は重要な要素であることから、就労を希望する者には、できる限り一般就労していただけるよう支援を行うことを制度の基本的な考えとしている。そのために、特別支援学校卒業者等の就労系サービスの利用にあたっては、まずは就労移行支援事業を利用し、一般就労が可能かどうか見極めていただいたうえで、それが困難であると認められる場合に就労継続支援B型事業を利用することを原則としている。
- 一方で、平成23年7月に行った調査では、就労移行支援事業によるアセスメントが困難な市町村が約6割となっており、就労移行支援事業者が無いために、アセスメントのできない地域も多く存在することが明らかになっている。
- このため、障害者就業・生活支援センターによる就労系サービスの利用に関するアセスメント及びその後の相談支援事業者との協議等にかかる課題を検討・整理するため、モデル事業を実施するものである。今後の就労系サービスの利用にかかる重要なモデル事業となるものなので、是非、積極的な取り組みをお願いしたい。

「障害者就業・生活支援センター」事業について

モデル事業の必要性

○ 現行制度の基本的な考え方

就労を希望する者には、できる限り一般就労していただけるよう支援を行う。



特別支援学校卒業者等の就労系サービスの利用にあたっては、まずは就労移行支援を利用(アセスメントのための利用であり、短期間の暫定支給決定で可)し、一般就労が可能かどうか見極めていただいたうえで、それが困難であると認められる場合に、就労継続支援B型を利用することを原則としている。
また、特別支援学校の在学中に暫定支給決定を行い、卒業と同時にB型が利用できるよう推奨してきている。



○ 就労移行支援事業の体制整備の状況

一方で、就労移行支援事業者が無く、アセスメントのできない地域も多く存在

(平成23年7月に行った調査では、就労移行支援事業によるアセスメントが困難な市町村が62.6%(1,092市町村/1,744市町村))

○ 相談支援の強化・充実との関係

相談支援事業所が行うサービス利用計画の作成(就労系)にあたり、アセスメントや評価が必要



○ 障害者就業・生活支援センターにおけるアセスメントの可能性の検証

障害者就業・生活支援センターは、障害福祉圏域に設置が整いつつある状況(就労移行支援の無い地域でも機能する可能性)



障害者就業・生活支援センターによる就労系サービスの利用に関するアセスメント及びその後の相談支援事業者との協議等にかかる課題を検討・整理するためモデル事業を実施する。

【全国で10か所:補正予算(都道府県)による年度途中からの実施も可】

モデル事業の実施にあたっての留意事項

① 支援対象者

モデル事業の対象者については、就労系福祉サービス事業の利用を希望する特別支援学校等の在校生や精神科病院の退院予定者など、企業就労の経験がない者及び長期間企業就労をしていない者とする。

② 支援方法（アセスメントの実施とアセスメントツール）

支援対象者を把握するため、家族や関係機関（特に、職業評価を行う地域障害者職業センター）との連携を図るとともに、情報交換を行い、相談や実習場面への訪問等を実施し、就労系事業に関するアセスメントを行う。アセスメントについては、就労移行のためのチェックリスト等の活用他、独自のアセスメントツールも使用し、より適切な評価に努める。なお、原則として就労系サービスの利用にあたってのアセスメントは、就労移行支援事業所が行うことを基本とすることから、適切に就労移行支援事業者によるアセスメントが機能している地域以外を想定して実施するものとする。

③ 評価を行うための提携事業所の確保

地域に就労移行支援事業所やA型事業所が無いなど、評価を行う体制が整っていない場合も考えられることから、必要に応じて評価実施の提携場所として、複数の企業や事業所（同一法人内を含む）を確保する必要がある。

④ 支援期間

アセスメント実施期間については、暫定支給決定期間と同様に、3日～2ヶ月の範囲内で実施。

⑤ 支援結果の記録と報告

支援結果については、適宜・適切に記録するとともに、モデル事業の結果として厚生労働省に報告し、制度化の際の参考として全国に周知することも前提に、分かり易い記録・報告に努める。

⑥ アセスメント担当職員の配置

本事業の実施にあたっては、アセスメントを担当する職員1名をセンターに配置する。

⑦ 相談支援事業所との連携

相談支援事業者が行うサービス等利用計画の作成に資するアセスメント結果の提出・協議については、適切な就労系サービスの利用のために行うものであり、アセスメント結果の適切な提供と説明のうえで協議を行い、かかる課題を検討・整理するものとする。また、障害者就業・生活支援センターの支援により就職した者のフォローアップ（定着支援）にかかる相談支援事業者との連携・役割分担についても、課題の検討・整理を行うものとする。

モデル事業におけるサービス等利用計画策定までの流れ(案)

